

【都城市物品購入等に係る指名競争入札参加者の指名基準を定める要綱】
逐条解説

平成２８年４月

都 城 市

都城市物品購入等に係る指名競争入札参加者の指名基準を定める要綱

(目的)

第1条 この告示は、都城市財務規則（平成18年規則第65号）第156条の規定に基づき、市が発注する物品の購入及び印刷物等の製造請負の指名競争入札参加者の指名基準について、必要な事項を定めることにより、指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

- ・ 本市においては、財務規則第156条において「別に定める」と規定され、「別の定め」として、「都城市物品及び役務の競争入札に係る参加者資格等に関する要綱」第8条に【指名競争入札における指名基準】として規定しています。しかし、基準というよりも留意事項に近く、明確な基準を明記したものではありませんでした。このため、物品購入等に係る指名競争入札の透明性を高め、厳正かつ公平な執行を図ることを目的として、より具体的な基準を明記した本告示を制定することとしました。

また、受注者の決定等に至る行政内部の実務執行や指名基準を公表することで、市民に対する説明責任の履行を確保するとともに、不正行為の未然防止を図ることにもなります。

【参考】

「都城市物品及び役務の競争入札に係る参加者資格等に関する要綱」

第8条 物品及び役務の指名競争入札を行う場合は、次に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 技術的特性
- (3) 指名時における受注状況

(指名業者の選定)

第2条 指名業者の選定に当たっては、特別な事情がある場合を除き、都城市物品及び役務の競争入札に係る参加者資格等に関する要綱（平成24年度告示第155号）第5条第1項に規定する物品・役務有資格事業者名簿に登載されている有資格事業者を選定する。この場合において、業務の適正な履行に必要な条件、類似の履行実績等を判断した上で選定するものとする。

- ・ 本条では、指名競争入札の指名の対象となり得る事業者を規定しています。

本市では、「都城市物品及び役務の競争入札に係る参加者資格等に関する要綱」で競争入札参加者の資格を定めていて、審査の結果、入札参加資格を有すると認定された事業者が物品有資格事業者名簿に登載されています。このため、指名競争入札の業者選定に当たっては、この名簿に登載されている事業者の中から選定することとします。また、特別な事情の例としては、技術的難易度の高い業務等の場合や、競争性が確保できない場合が挙げられます。

名簿に登載されている事業者であっても指名停止期間中の事業者等は指名を回避することになりますが、選定の対象外となる事業者については、第4条に規定します。

なお、名簿から選定を行う際は、次に掲げる内容を考慮して選定することになります。

① 登録業種

購入予定の物品や、製造請負業務の性質に対応する業種に登録している事業者の中から選定することとします。

なお、該当業種に登録している事業者が少ない場合や、対応可能な事業者が該当業種になかった場合は、他業種から選定することもあります。

② 履行能力

『業種の適正な履行に必要な条件』とは、該当物品の取扱いがあることや、工業薬品等をローリー車で運搬できるなどの条件のことをいい、同業種又は類似の履行実績と併せて当該事業者の履行能力があるかどうかを確認した上で選定することとします。

(優先指名)

第3条 前条の規定に基づき指名業者を選定する場合において、次の各号に掲げる事項に該当するときは、当該各号に定める者を優先して選定することができるものとする。

- (1) 所在地区分 市内に本店を有する者。これに次いで市内に営業所を有する者、県内に本店を有する者、県内に営業所を有する者
- (2) 選定回数 対象業種と同業種の入札において、対象年度の選定回数が少ない者

- ・ 本条は、第2条に規定している指名競争入札の指名対象となる事業者の中から選定を行う際に、優先することができる事項を規定しています。なお、本条の規定を適用する際は、談合等のほう助とならないよう、指名業者が容易に推定されないようにすることが前提となります。

① 第1号関係（所在地区分）

市内に本店を有する者から順次優先して指名することができるものとします。

② 第2号関係（選定回数）

入札参加機会の均衡を図るため、同じ登録業種の入札については、選定回数が少ない事業者を優先するものとします。

(指名業者の選定の制限)

第4条 第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する者は、選定の対象としない。

- (1) 都城市物品及び役務に係る入札参加資格停止等の措置に関する要

綱（平成24年度告示第215号）第3条第1項の規定により入札参加資格停止中の者

- (2) 経営状況が著しく不健全であると認められる者

- (3) 賃金不払があり、当該状態が継続していることが確認された者

- ・ 指名業者の選定に当たっては、本条に規定する事項に該当する事業者を除いて選定することとします。

① 第1号関係

指名停止中の事業者は、当然、選定の対象としません。

② 第2号関係

公的機関から税や年金等の滞納による債権等の照会があった事業者で、当該滞納が

解消される見込みがないなどして、経営状況が著しく不健全であると認められる事業者については、選定の対象としません。

③ 第3号関係

前号に規定する経営状況が著しく不健全である場合や経営状況が不健全でなくても、賃金不払等が問題になる事業所があります。これらの多くは、賃金不払残業（サービス残業）です。賃金不払残業は、長時間労働や過重労働の温床ともなることから、賃金不払問題があり、これらが解消されない事業者については、選定の対象としません。

（指名業者数）

第5条 指名業者数は、次の表の左欄に掲げる区分及び中欄に掲げる予定価格の範囲に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

区分	予定価格の範囲	指名業者数
物品の購入	80 万円を超え 500 万円未満	3 者以上
	500 万円以上	5 者以上
印刷物等の製造の請負	130 万円を超え 500 万円未満	3 者以上
	500 万円以上	5 者以上

- ・ 選定する事業者の数は、予定価格により定めます。

なお、購入予定の物品や製造請負業務が特殊なものであり、対応可能業者が少ない場合、又発注数が少ない業務等である場合は、必要に応じて選定する事業者数を変更します。